

ボラパトだより

いちかわボランティアパトロール

第 8 号

平成26年12月25日発行

発行：市川市 市民部 市民安全課
〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号

TEL 047-334-1129

FAX 047-336-8073

「ボランティアパトロール」とは、ジョギング、犬の散歩や買い物など、ちょっとした外出の際に、オレンジ色の帽子を身につけて、パトロール活動も兼ねてもらうことで犯罪を抑止していくものです。

平成26年 市内の刑法犯認知件数
(平成26年1月～10月)

<罪 種>	<件 数>	<前年同期比>
凶悪犯	31	15
粗暴犯	200	-27
空き巣	243	37
忍込み	102	51
自動車盗	34	-62
オートバイ盗	148	-92
自転車盗	1,225	-250
車上ねらい	205	-93
ひったくり	27	-91
その他窃盗	1286	219
知能犯	115	-37
風俗犯	19	-3
その他刑法犯	739	75
総数	4,374	-258

※暫定値

全体の犯罪件数は減少！
しかし、罪種別では・・・

今年も、皆様の防犯活動により、市内の犯罪は減少しています。市内で起こったすべての犯罪件数である刑法犯認知件数は、昨年と同時期と比べ、約6%減少しています。

一方で、罪種別に見ると、家人の留守を狙って窃盗を行う「空き巣」や、夜間家人が寝ている時に侵入し窃盗を行う「忍込み」が増加してしまいました。これらの犯罪は、年末に増加する傾向がありますので、注意が必要です。

「空き巣」や「忍込み」等の犯人が犯行をやめる理由で最も多いものが、不審に思われ観察されることや、人から声をかけられることです。周囲に目配せをし、挨拶などを意識して防犯パトロールを実施していただくことが、有効な対策となります。

騙されな
振り込め
詐欺に
ご注意を！

近年、市川市でも振り込め詐欺の被害が多発しています。振り込め詐欺は冷静に対応すれば防げる犯罪です。電話でお金の話がでたら、まずは詐欺だと疑いましょう。また、被害者の多くは高齢者層に集中しています。パトロール中の挨拶などを利用して、ご近所の方への注意喚起をお願いします。

こんな手口にご用心！

- ◇ 「電話番号が変わった」
嘘の番号を教えて、息子等に確認の連絡をさせないようにします
- ◇ 「すぐにお金が必要」
慌てさせて、判断力を鈍らせてきます
- ◇ 「カードを預かる」
「暗証番号を教えて」
警察官や銀行関係者のふりをして電話をかけてきます
- ◇ 「知り合いが取りに行く」
本当の息子ではないので、犯人は顔を見せません

市内の振り込め詐欺被害の推移

	件数	金額(約)		件数	金額(約)
H21	16	3,984万円	H24	53	1億3,991万円
H22	25	3,357万円	H25	66	1億5,560万円
H23	65	1億3,376万円	H26	55	1億8,511万円

※H26年は、10月末現在の数値

ボラパトの輪が拡大中！

11月末現在、2,976名の方がボラパトに登録され、地域のための活動をしています。今年度(4月～11月)だけでも、新たに181名が登録されており、ボラパト事業が大幅に拡大しています。

防犯パトロールをされる方が多い地域は、犯罪に強い地域です。今後も、市内の皆が一体となって犯罪の減少を目指しましょう。また、随時、登録者を受け付けしておりますので、是非周囲の方をお誘いください。



※裏面に「いちかわボランティアパトロール」実施要領を記載しましたので、改めてご一読ください。

『いちかわボランティアパトロール』

実施要領

1 活動目的

・住民自らがボランティアとしてパトロールを実施することにより、地域の犯罪に対する抑止力を高めるとともに、自主防犯意識の向上や良好な地域コミュニケーションの醸成を図ることで、地域を犯罪のない安心なまちにすることを目的とする。

2 登録要件

- ・市内在住もしくは在勤・在学の18歳以上の方
- ・週1回以上活動できる方
- ・活動の目的に賛同いただける方

3 貸与物品

- ・パトロール用帽子
- ・登録番号札（ワッペン）

4 活動内容

- ・登録者は市内での日常のジョギングや犬の散歩などちょっとした外出や通勤通学などの際、パトロール用帽子及び登録番号札を着用して、地域のパトロールを兼ねる。
- ・パトロール中は裏面の注意事項を遵守する。
- ・市が開催する防犯講習会などに積極的に参加する。
- ・年1回活動報告を行う。（報告は市から送付されるアンケートをもって行う。）

5 市の役割

- ・登録申込書を受理し登録者名簿を作成する。
- ・規定の物品を貸与する。
- ・防犯に関する講習会を開催する。
- ・防犯に関する情報を郵送する。
- ・活動に関するアンケート及び活動継続の意思を確認する。
- ・活動に対する傷害保険に加入する。
- ・3年以上継続して積極的にボランティアパトロール活動を実施した者で、その活動内容により、市の防犯活動に貢献した個人に対し感謝状を授与する。

6 免責

- ・パトロールは自己責任において行うものとし、市はその責任を負わない。
但し、活動中に万が一事故があった場合は市が加入する保険を適用する。

7 脱退要件

- ・脱退の意思表示をした場合
- ・登録要件を喪失した場合
- ・不法行為などがあった場合
- ・パトロール6か条を守らない場合

8 事務局

- ・市川市 市民部 市民安全課 TEL047-334-1129（直通）

※ 必ずよく読んで活動してください。

《 注 意 事 項 》

- ・登録事項などに変更が生じた場合は、すみやかに届出してください。
- ・活動を脱退される場合、貸与物品（パトロール用帽子及び登録番号札）は返却をお願いします。
- ・パトロール中に発生した事故については、必ず事務局（市民部 市民安全課）に連絡してください。

【 パトロール6か条 】

- ① 活動の際は必ず帽子等を着用してください。なお、帽子等は他人に貸さないでください。
蛍光色の帽子等は着用者に対する視認性を高め、パトロールの実施を周知して犯罪を抑止するとともに、事故等の危険防止にも効果的です。
- ② 地域の方とあいさつを交わすように心掛けてください。
パトロールの中で住民相互のあいさつ・声かけを実践することにより防犯効果が高まるとともに、良好な地域コミュニケーションの醸成が図れます。
- ③ 危険な行為は絶対に行わないでください。
このボランティアパトロールは、パトロールする姿を見せて犯罪を抑止することを目的としています。自らの安全を第一に考えて無理をせず、事故や犯罪にまき込まれないよう十分注意してください。
- ④ 犯罪などを目撃したときは、直ちに警察に通報してください。
パトロール中に次のようなことを目撃・発見した場合は110番で連絡します。
 - ・ 犯罪や事故
 - ・ 犯罪者として追跡されている者や行動、持ち物などの状況から犯罪者と思われる者
 - ・ 泥酔者、行き倒れ、家出人、迷子、痴呆による徘徊者など、保護を必要とする者
 - ・ その他の犯罪や事故に関係があると思われること e t c . . .
- ⑤ 他人の人権や財産を侵害する行為はしないでください。
パトロールは住民による自主的な活動であり、警察官のように特別な権限が与えられている訳ではありません。個人のプライバシーなど、他人の人権や財産を侵害しないよう十分に配慮してください。
- ⑥ 特定の活動を行う際は、ボランティアパトロールはしないでください。
 - ・ 帽子を着用して営業活動等を行うこと
 - ・ 帽子を着用して市が依頼した以外のチラシ配布や広報活動等を行うこと e t c . . .